

「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則」改正案及び
「特定胚の取扱いに関する指針」改正案に関するパブリックコメント
(意見公募手続)の実施について

令和2年2月4日
文部科学省研究振興局
ライフサイエンス課
生命倫理・安全対策室

この度、文部科学省では、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則」(平成31年文部科学省令第4号)及び「特定胚の取扱いに関する指針」(平成31年文部科学省告示第31号)の改正を予定しています。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基づき、パブリックコメントを実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

記

【1. 案の具体的内容】

別添参照

- ・「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則」新旧対照条文
- ・「特定胚の取扱いに関する指針」新旧対照条文

【2. 意見の提出方法】

(1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください。)

(2) 提出期限 令和2年3月4日(水) 必着

(3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室 宛

FAX番号：03-6734-4114

電子メールアドレス：ethics@mext.go.jp

(判別のため、件名は【特定胚指針等の見直しに対する意見】としてください。
コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。
必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

【3. 意見提出様式】

「特定胚指針等の見直しに対する意見」

(1) 氏名(法人・団体等の場合は、法人・団体名、意見提出者の氏名)

- (2) 住所（法人・団体等の場合は、主たる事業所の所在地）
- (3) 電話番号
- (4) メールアドレス
- (5) 提出意見
 - a. 意見対象箇所
（記載例）〇〇指針第〇条（〇〇〇）への意見
 - b. 意見内容

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

【4. 備考】

- ①御意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ②御意見については、氏名、住所、電話番号、メールアドレスを除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号、メールアドレスについては、御意見等の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

【5. 問合せ先】

電子メール：ethics@mext.go.jp

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室 宛

※注意事項

- ・メールの件名は、【特定胚指針等の見直しに対する意見募集に関する問合せ】としてください。
- ・コンピュータウィルス対策のため、問合せは添付ファイルでなく、必ず当該電子メール本文に記入してください。